

半田市国民健康保険被保険者特別療養書交付事務取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第五十四条の三の規定に基づき、被保険者資格確認書（特別療養）（以下「特別療養書」という。）を交付し、もって滞納者に対する措置を講じ、被保険者の負担の公平を図るため、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。ただし、昭和61年12月27日付け保発第113号「国民健康保険の保険税滞納者に対する措置の取扱いについて」により通知された事項については、「資格証明書」とあるのは「特別療養書」と読み替え、十分に留意し事務処理を行うものとする。

(資格確認書の返還)

第2条 市は、世帯主が当該保険税の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険税を納付せず、かつ、保険者が実施する保険料の納付に資する取組（法第54条の3第1項及び第2項並びに国民健康保険法施行規則（以下「省令」という。）第27条の4の4）に対して1年以上応じなかった場合においては、当該保険税の滞納につき災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、省令で定めるところにより、当該世帯主に対して被保険者資格確認書（以下「資格確認書」という。）の返還を求めるものとする（マイナンバーカードの健康保険証利用者は除く。）

2 前項の特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険税を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難に遭ったこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に類する事由があったこと。

(特別療養書の交付)

第3条 前条の規定により世帯主が資格確認書を返還したときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る特別療養書を交付する（マイナンバーカードの健康保険証利用者は除く。）ただし、その世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る資格確認書を交付する。（マ

イナンバーカード保険証利用者は除く。)

(1) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(前号に該当する者を除く。)

2 前項第2号に該当する者に交付する資格確認書の有効期限については、その時点での国民健康保険の被保険者の有効期限と同じとする。

(保険給付の差し止め)

第4条 保険給付を受けることができる世帯主が特別療養書交付世帯の場合、その額の一部又は全部を差し止めることができる。また、当該世帯主の申請により差し止めた保険給付の額を保険税に充当することができる。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月26日から施行する。

2 半田市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務取扱要綱(平成11年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和6年12月2日から適用する。